

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
路設計	笠間市笠間1708番地の1	

2. 指名停止措置期間 平成30年2月6日 ～ 平成30年6月5日（4箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する業務委託等

4. 事実概要

路設計は、県立下館工業高校発注の「県立下館工業高校定期点検業務委託」を受注したが、業務を履行期間内に完了し目的物を引き渡すべきところ、委託業務履行不能の申立を行い、業務委託契約の解除に至った。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第4号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)